（別紙２）

執務に関する説明書

（エネルギー管理企画推進者とエネルギー管理者（管理員）の兼任）

（１）業務に支障がないこと。

（２）兼任させようとする者が、エネルギー管理士又はエネルギー管理講習修了者であること。

（３）兼任させようとする者の管理する工場等において、エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視等を週２回以上行うこと。

（４）兼任させようとする者が、法第８条第１項に規定する業務に関し、エネルギー管理統括者を補佐するための十分な時間を確保でき、エネルギー管理統括者と定期的に情報共有ができること。

（５）兼任させようとする者が、すでにエネルギー管理者又はエネルギー管理員の兼務を行っていないこと。

（６）兼任させようとする者が、すでに他社のエネルギー管理者又はエネルギー管理員に選任されていないこと。

＊その他、貴社におけるエネルギー管理体制に関する組織図等があればご添付ください。